

東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について

東北農政局

東日本大震災の被災地で使用する建設機械は、標準的な施工条件での使用に対して維持修理費が増大している事態にかんがみ、平成 25 年 3 月 29 日付け「東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について」（以下「平成 25 年度被災地補正通知」という。）により、建設機械の損料に補正を行っているところです。

しかし、その後も維持修理費が増大していることから、平成 25 年度被災地補正通知を以下のとおり変更することとしました。

なお、平成 25 年度被災地補正通知は、平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止します。

記

1. 当分の間、ブルドーザ（リッパ装置付きブルドーザを除く）、バックホウ、ダンプトラック（建設専用ダンプトラックを除く）に限り、土地改良事業等請負工事機械経費算定基準（昭和 58 年 2 月 28 日 58 構改 D 第 147 号）第 5 の規定に加え、建設機械の運転 1 時間当たり損料に 100 分の 105 を乗じて得た額を超えない範囲で補正するものとする。
2. 岩手県、宮城県及び福島県で使用する建設機械に適用する。
3. 本通知は、平成 26 年 4 月 1 日以降に入札を行う工事に適用する。